

2021年1月12日  
第一フロンティア生命保険株式会社

「新型コロナウイルス感染症」に関連したご案内等について

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、当社商品における死亡保険金（給付金）のお取扱いおよび保険料払込等に関する特別のお取扱いについて、以下のとおりお知らせします。

記

1. 死亡保険金（給付金）のお取扱いについて

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合には、疾病による死亡保険金（給付金）の支払い対象となります。

2. 各種お手続きについて

お客さまや入院先の医療機関の状況に応じて、お手続きに必要な書類を一部省略する等、簡易迅速なお取扱いをさせていただきます。

3. 保険料のお払込みの特別お取扱いについて

緊急事態宣言の対象区域（※）にお住まいのお客さまを対象に以下の特別お取扱いを実施させていただきます。

※1月7日発令の緊急事態宣言 対象地域は、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県。今後、対象地域が拡大した場合は、同地域も本特別お取扱いの実施対象となります。

保険料のお払込み中のご契約で、お払込みが困難な場合に、お客さまからのお申出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月（7月31日まで）に延長させていただきます。

以上

**【お客さまからのお問い合わせ先】**

お客さまサービスセンター

<一時払商品のお客さま>

0120-876-126

<月々保険料払込商品のお客さま（※）>

0120-765-228

※「つみたて終身・フロンティア（外貨建）」

「つみたて終身・フロンティアM（外貨建）」

「外貨あんしん積立保険」

「第一フロンティアつみたて終身（外貨建・無告知型）」など

受付時間 月曜～金曜 9:00～16:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

1月12日（火）以降、東京都において緊急事態宣言が解除されるまでの期間、受付終了時間を17時から16時に変更させていただきます。